

四日市市告示第 1 1 4 号

四日市市幼児を対象とした多様な集団活動の利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市幼児を対象とした多様な集団活動の利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市幼児を対象とした多様な集団活動の利用支援事業実施要綱（令和 4 年四日市市告示第 1 8 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。